

# 山口県報

令和7年  
1月28日  
(火曜日)

## 目 次

○告示  
管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）……………  
管理美容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）……………  
○公告  
県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧（農村整備課）……………



### 山口県告示第十八号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和七年一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の主催者  
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号
- 二 講習会の開催期間  
令和七年六月九日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで
- 三 講習会の開催場所  
山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI維新ホール
- 四 講習会の受講料

二万円

### 山口県告示第十九号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

令和七年一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習会の主催者  
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター  
所在地 東京都渋谷区笹塚二丁目一番六号
- 二 講習会の開催期間  
令和七年六月九日（月曜日）から同月二十三日（月曜日）まで
- 三 講習会の開催場所  
山口市小郡令和一丁目一番一号 KDDI維新ホール
- 四 講習会の受講料  
二万円



（一七）県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和七年一月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営豊田豊北地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和七年一月二十九日から同年二月十七日まで
- 三 縦覧の場所

令和七年一月二十八日印刷  
発行

発行人

山口県知事

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト